

# 福井市国土強靭化地域計画 (府内案)

平成 30 年 9 月 策定  
令和 ● 年 ● 月 改訂

## < 目 次 >

1	計画の策定趣旨・位置づけ・期間	.....	1
	(1) 計画の策定趣旨		
	(2) 計画の位置づけ		
	(3) 計画期間		
2	本市の強靭化の考え方	.....	2
	(1) 基本目標		
	(2) 事前に備えるべき目標		
3	本市の地域特性	.....	3
	(1) 地勢		
	(2) 気候		
	(3) 交通		
	(4) 人口推移		
4	想定する自然災害	.....	6
	(1) 地震		
	(2) 津波		
	(3) 風水害		
	(4) 雪害		
5	被害想定	.....	8
	(1) 地震		
	(2) 津波		
6	起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	.....	9
7	脆弱性の評価	.....	10
8	リスクシナリオごとの推進方針	.....	22
	(1) 推進すべき施策・重要業績指標(KPI)		
	(2) 重点化する取組事項		
9	重要業績指標(KPI)一覧	.....	37
10	計画の推進等	.....	38
	(1) 計画の推進体制		
	(2) 進捗管理		
	(3) 計画の見直し		

## I 計画の策定趣旨・位置づけ・期間

### (1) 計画の策定趣旨

東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年12月、国は「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」(以下、基本法という。)を制定し、平成26年6月に「国土強靭化基本計画」を策定した。

本市においても、法の趣旨を踏まえ、いかなる災害が起こっても機能不全に陥らず、いつまでも元気であり続ける「強靭な地域」をつくりあげるために、**平成30年9月に「福井市国土強靭化地域計画」を策定した。**

本計画に基づき、本市はこれまで公共施設等の耐震化や、台風・局地的豪雨等、異常気象による被害を最小限に食い止めるための治水・浸水対策など、災害に強い都市基盤を築き上げるための各種施策に取り組んできたところである。

このたび、計画策定後概ね5年が経過すること、また、本計画と調和が求められる「福井県国土強靭化地域計画」も令和4年度末までに改訂予定であることをふまえ、引き続き強靭な地域づくりを推進するために本計画を改訂するものである。

### (2) 計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条に基づき策定する「国土強靭化地域計画」であり、本市の強靭化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる計画とする。

また、地域防災計画をはじめとする本市の各種計画については、この国土強靭化地域計画の観点から見直しを行い、必要な施策を具体化することとする。

### (3) 計画期間

**令和5年4月から令和10年3月まで(5年間)**

## 2 本市の強靭化の考え方

国の基本計画との調和を図るため、下記の4つの「基本目標」と8つの「事前に備えるべき目標」を設定する。

### (1) 基本目標

- ① 人命の保護が最大限に図られる
- ② 市政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害を最小化する
- ④ 災害発生後の迅速な復旧・復興を可能にする

### (2) 事前に備えるべき目標

- ① 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- ② 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）
- ③ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
- ⑤ 大規模自然災害発生後であっても、経済活動の早期復旧を図る
- ⑥ 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- ⑦ 制御不能な二次災害を発生させない
- ⑧ 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

### 3 本市の地域特性

#### (1) 地 勢

東経  $136^{\circ}13'36''$ 、北緯  $36^{\circ}03'12''$ （市役所）にあり、日本列島の「へそ」に位置している。

地形は、中心部を沖積低地である福井平野、西側を高須山や国見岳、越知山などからなる丹生山地、東側を剣ヶ岳や飯降山などからなる越前中央山地に大きく分けられる。

福井平野は、福井県の北部に広がり、東西 10km、南北 20km の地域を占めており、福井市は福井平野の南半分にあたる。地形的な変化の少ない福井平野にあって、ほぼ中央にそびえる足羽山・八幡山・鬼越山の足羽三山は、地形的にも貴重なランドマークとなっている。

また、福井市内を、九頭竜・足羽・日野の三大河川が流れしており、市北西部で合流し日本海へ注いでいる。

【参考:福井市史 通史編Ⅰ 古代・中世[1997]】



#### (2) 気 候

日本海側の気候で、冬は北西からの季節風の影響を受けて雪が多く、山沿いの地域では豪雪地帯となるが、夏は晴れた日が多く気温は高い。

降水量が多いのは、梅雨末期に大雨が降る 7 月、台風や秋雨前線の影響が大きい 9 月、雨や雪の日が多い 12 月～1 月であり、逆に、降水量が少ないので、4～5 月と 8 月である。

冬期には、季節風の影響を受けて海岸線には荒波が押し寄せ、鉛色をした曇天の日が続く。最大積雪深は、近年の傾向により約50cmとなっているが、積雪が1mを超えることもあり、豪雪地帯対策特別措置法に基づく豪雪地帯の指定を受けている。

平均気温は14.8°C(1991~2020年の平均:福井地方気象台)、平均湿度は75%前後、年間降水量は約2,300mmであり、年間日照時間は約1,650時間である。

【参考:気象庁ホームページ】

平均気温	平均湿度	降水量 (年間)	日照時間 (年間)	最深積雪
14.8°C	75%	2299.6mm	1653.7時間	48cm

### (3) 交 通

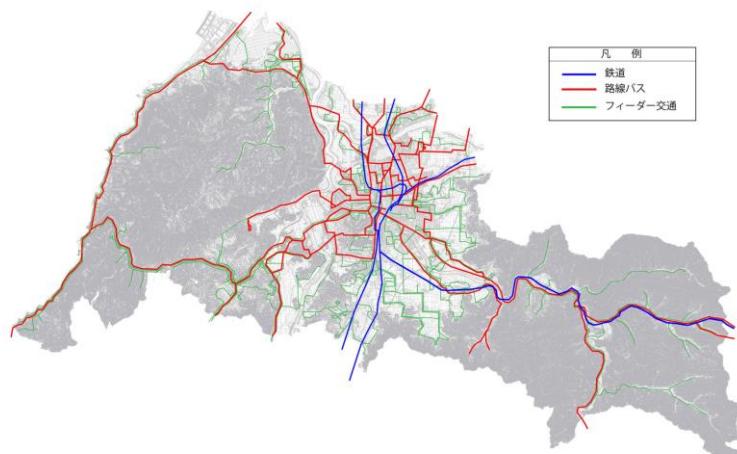
主要な公共交通機関の一つである鉄道網については、南北方向にJR北陸本線、えちぜん鉄道三国芦原線、福井鉄道福武線があり、東方向にJR越美北線、えちぜん鉄道勝山永平寺線があり、各地域を連絡している。

これらの路線はすべて、福井都市圏の中心であるJR福井駅で結節している。

バス網については、JR福井駅を中心として路線バスが市内各所を走っているほか、日常生活の中心となる地域拠点と周辺地域を結ぶ移動手段として、地域バスや地域コミュニティバスなどのフィーダー交通※が運行している。

道路網については、南北を縦断する北陸自動車道(新潟県新潟市~滋賀県米原市)、北陸圏と近畿圏を結ぶ国道8号(京都府~新潟県間)、北陸圏と中部圏を結ぶ国道158号(本市~松本市間)のほか、主要地方道等が縦横に走っており、県内の交通の要衝となっている。

※フィーダー交通…フィーダーとは「枝」という意味で、交通分野では「幹線」に対する「支線」を指す。本市では、中心市街地と地域拠点(日常生活に必要なサービス等が集積した地域の生活拠点)を結ぶ移動手段である「公共交通幹線軸」に対し、地域拠点とその周辺地域を結ぶ地域内交通を「フィーダー交通」としている。

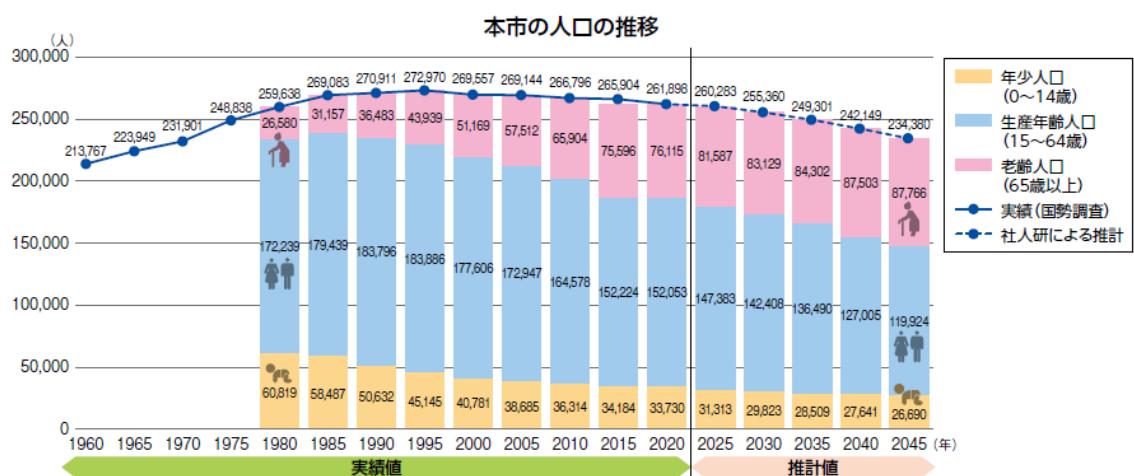


## (4) 人口推移

本市の総人口は、平成 7 年（1995 年）の 27.3 万人をピークに緩やかな減少傾向にある。さらに将来人口推計によると、令和 2 年（2020 年）に 26.2 万人であった総人口は令和 27 年（2045 年）に 23.4 万人（△10%）となるなど、少子化対策や移住政策などに取り組むことにより近年若干の改善傾向は見られるものの、人口は確実に減少していく見込みとなっている。

また、昭和 55 年（1980 年）から令和 2 年（2020 年）までの年齢階級別の構成比をみると、年少人口は 23% から 13% へと大きく減少、生産年齢人口はわずかに減少、老年人口は 10% から 29% へと大きく増加し、少子高齢化が進行している。今後は、これまでの少子高齢化の進行に加え、生産年齢人口の減少が進行し、令和 27 年（2045 年）には生産年齢人口の構成比が約 50% となることが想定される。

【参考：総務省国勢調査、福井市人口統計、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 30 年推計）」】



## 4 想定する自然災害

本市において過去に発生した大規模自然災害である、昭和23年6月に発生したマグニチュード7.1の「福井地震」や、平成16年7月に発生した「福井豪雨」、**昭和38年・56年・平成30年に発生した大雪**などの教訓に加え、今後発生が想定され、市民生活や社会経済に甚大な影響を及ぼす以下の4つの自然災害を想定した。

なお、以下の災害は、単独で発生するだけでなく、同時または連続して発生する複合災害により、甚大な被害をもたらす可能性があることも想定している。

### (1) 地震

福井県地震被害予測調査(H23)結果のうち、本市に最も影響を与える断層によるケースを想定した。

最新の『福井市地域防災計画[地震災害対策]』  
(R2.10)の表記にあわせて修正しました

- 震源:福井平野東縁断層帯
- マグニチュード:7.6
- 最大震度:7、市域の大部分の震度:5強以上

### (2) 津波

福井県津波浸水想定(R2)結果のうち、本市に最も高い津波が到達する断層によるケースを想定した。

最新の『福井県津波浸水想定』(R2.10)  
の表記にあわせて修正しました

- 震源:F51断層(越前堆列付近断層)
- マグニチュード:7.17
- 最大津波高:4.1m(小丹生町付近)
- 最大波到達時間:12~58分

### (3) 風水害

河川管理者である国や県が河川ごとに策定する河川整備基本方針における河川整備の目標降雨（計画規模降雨）及び想定し得る最大規模の降雨（想定最大規模降雨）を想定した。

最新の『福井市洪水・土砂災害ハザードマップ』(R3.9)の表記にあわせて修正しました

※代表的な河川のみを記載

河川名	2日間総雨量	
	計画規模降雨 <sup>※1</sup>	想定最大規模降雨 <sup>※2</sup>
九頭竜川	414mm	641mm
日野川	302mm	639mm
足羽川	376mm	774mm

※1 計画規模降雨…「計画規模降雨」とは、過去の大雨の実績などを基に定めた降雨のことで河川整備の基本となる考え方。10~150年に1回以上の確率で発生するとされている。

※2 想定最大規模降雨…「想定最大規模降雨」とは、想定し得る最大規模の降雨のこと。平成27年の水防法の改正を受け、施設の能力を上回る風水害が発生しても被害をできる限り軽減する減災対策に取り組むことを目的に想定したもの。概ね1,000年に1回以上の確率で発生するとされている。

### (4) 雪害

過去に発生した大雪による雪害を踏まえて最大積雪深を想定した。

- 昭和38年：最大積雪深213cmの大雪
- 昭和56年：最大積雪深196cmの大雪
- 平成30年：最大積雪深147cmの大雪
- 令和3年：最大積雪深107cmの大雪

直近の災害履歴を追加しました

## 5 被害想定

### (1) 地震

本市の地域防災計画で想定している地震被害は以下の通り。

① 建物被害(単位:棟)

建物	木造		非木造	
	全壊	半壊	全壊	半壊
89,174 (100%)	14,808 (16.6%)	20,927 (23.5%)	2,103 (7.2%)	3,846 (13.2%)

② 人的被害(単位:人)

人口	死者	重傷者	軽症者
267,211 (100%)	1,012 (0.4%)	1,042 (0.4%)	5,395 (2.0%)

③ ライフライン被害

電力停電 世帯数	都市ガス 供給停止 戸数	LPガス 被害件数	上水道 断水 世帯数	下水道 被災人口	電話不通 回線数
43,504 (31.4%)	28,137 (100%)	716 (1.2%)	87,972 (91.7%)	27,949 (11.5%)	2,502 (2.2%)

④ 避難者数(単位:人)

建物被害による	断水による(最大)	合計
64,518	53,017	117,535

### (2) 津波

本市の津波避難計画書で指定している避難対象地域は、沿岸部の浸水予想区域または沿岸部の海拔10m以下の地区(棗・鷹巣・国見・越廻)とし、避難対象人口及び世帯数の被害は以下の通り。

避難対象世帯数	避難対象人口
1,162	3,620

※「福井県津波浸水想定(R2.10公表)」をふまえ、本年度中に「福井市津波避難計画書」を改訂予定です。

※この改訂版のシミュレーション値を採用する予定であるため、現時点では数値が算定できていない状況です。

## 6 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

国の基本計画で定められている45項目の「リスクシナリオ」に基づき、本市の地域特性を踏まえて、以下の23項目を設定した。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1 (1-1)大規模地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生
	2 (1-2)大規模津波による多数の死者・行方不明者の発生
	3 (1-3)異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
	4 (1-4)大雪による道路交通網の麻痺や公共交通機関の運休等の発生
	5 (1-5)大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
	6 (1-6)情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2 大規模自然災害発生直後 大規模自然災害から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	7 (2-1)避難所での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	8 (2-2)避難所の運営機能崩壊・長期にわたり避難所生活を強いられる事態
	9 (2-3)多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
	10 (2-4)被災等による医療機能の麻痺や避難所等における疫病・感染症等の大規模発生
3 大規模自然災害発生直後 から必要不可欠な行政機能は確保する	11 (3-1)行政機関の職員・施設の被災による機能の大幅な低下
4 大規模自然災害発生直後 から必要不可欠な情報通信機能は確保する	12 (4-1)行政機関の電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動の早期復旧を図る	13 (5-1)人材・資源の不足等により企業等の社会経済活動が停滞する事態
	14 (5-2)都市ガス施設・福井国家石油備蓄基地の損壊、火災、爆発等
6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	15 (6-1)電力・ガス等の長期間にわたる供給停止
	16 (6-2)上水道等の長期間にわたる供給停止
	17 (6-3)汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	18 (6-4)交通ネットワークの機能停止
7 制御不能な二次災害を発生させない	19 (7-1)市街地での大規模火災の発生
	20 (7-2)危険物等の大規模拡散・流出
8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	21 (8-1)大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
	22 (8-2)道路等の復旧・復興を担う人材等の不足により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
	23 (8-3)貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

## 7 脆弱性の評価

国が実施した評価手法やガイドラインを参考に、本市における評価を実施した。具体的には、リスクシナリオごとに現行の施策を抽出し、各施策の取組状況や課題について、分析・評価を行った。結果は以下の通り。

### I (I-1) 大規模地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生

- 旧耐震基準で建築された木造住宅に居住している市民に対して、耐震化の必要性と支援制度の周知を強化する必要がある。
- 住宅セーフティネットの根幹を担う市営住宅の耐震化を推進する必要がある。
- 耐震改修促進法の改正により、新たに耐震診断が義務付けられた病院、店舗、旅館等の不特定多数の方が利用する建築物などに対し、耐震化を促進する必要がある。
- 福井駅・福井城址周辺においては、建物の更新時期を捉えて街区の再構築を誘導し、老朽化した建築物の建替え等により、街の不燃化・耐震化を促進する必要がある。
- 大規模地震において、市有施設の利用者や周辺住民の安全を確保するため、施設の耐震性確保(解体撤去を含む)が必要である。
- 近年頻発する地震・豪雨等の災害に伴い発生する停電・土砂災害・浸水災害において、被害を最小限に抑えるため、社会福祉施設等の防災改修や設備整備を促進する必要がある。
- 過去の大規模地震において、谷や沢を埋めた盛土や斜面に腹付けした盛土等が滑動崩落等を起こし多くの宅地被害が発生しており、今後においても同様の被害が想定されることから、大規模な盛土造成地の安全性を把握する必要がある。
- 大規模地震による被害軽減のため、小・中学校の登下校における通学路の安全を確保する必要がある。
  
- 大規模地震の発生に備え、森田北東部土地区画整理事業区域にある未整備の都市公園を整備し、防災機能の強化を図る必要がある。
- 各地区での避難場所に加え、日中多くの人が集まる中心市街地においても、緊急避難場所を確保する必要がある。
- 特に中心市街地において、放置自転車対策や倒木の恐れのある街路樹の対策、沿道建物の耐震化に加えて、福井県無電柱化地方部会の中で協議しながら計画的に無電柱化を進めるなど、避難路の通行を妨げないための取組を推進する必要がある。
  
- 事業体に対する立入検査や訓練等を計画的に実施し、火災発生危険の排除と自衛消防組織の強化を図る必要がある。
- 消防団を中心とした地域防災力の充実強化を図るため、必要な人員を継続して確保するとともに、消防団の装備や教育訓練の充実を図る必要がある。

## 2 (1-2) 大規模津波による多数の死者・行方不明者の発生

- 大規模地震及び台風等における津波・高潮等の被害を軽減するため、漁港施設および海岸保全施設を更新する必要がある。
- 津波ハザードマップを活用し、避難場所や沿岸住民とともに作成した避難経路等を周知するとともに、津波対応避難訓練を行い、津波発生時の避難体制を構築する必要がある。
- 学校への登下校中等に津波が発生するなど、様々な場面が想定されるため、学校だけではなく地域の協力を得ながら、登下校中等の被害が想定される地域においても、実践的な防災教育を実施し、児童・生徒自身が自分の身を守る力を身につけていく必要がある。
- 津波からの避難は迅速さや高所への移動が求められることから、高齢者や障がい者等にも配慮した避難路を整備する必要がある。
- 津波避難路上の橋梁については、橋梁長寿命化修繕計画の中で点検を実施し、必要に応じて修繕等を行うとともに、適正に維持管理を行う必要がある。

## 3 (1-3) 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

- 水災害の軽減を図るために、国・県・市など流域におけるあらゆる関係者が協働して流域全体で行う「流域治水」の考え方に基づいて、治水対策を実施する必要がある。
- 大雨などにより堤防が決壊した場合、甚大な被害が想定されることから、気象庁、国・県・市が発表する防災情報に基づき、市民が適切な避難行動をとることができるように、市はハザードマップを作成し、避難方法や避難所等について周知する必要がある。
- 大雨時における河川・水路、地下道等の状況について迅速に把握し、被害軽減のための対応を図る必要がある。
- 農地などへの水害を未然に防ぐため、老朽化した排水機場、樋門、ため池等を速やかに改修する必要がある。
- 流域治水対策として、市街地等の浸水対策を軽減するために、水田の排水口を絞り、排水路への流出を抑制する「田んぼダム」の整備を推進するためには、他の治水対策と連携する必要がある。
- 浸水被害の軽減を図るため、改定した「福井市下水道雨水対策基本計画」において優先して浸水対策を行う、重点対策地区を設定した。今後は、本市下水道の計画降雨に対応した施設整備を推進する必要がある。また、計画降雨を超える雨に対しては、「福井市下水道内水ハザードマップ」の活用方法を周知し、自助、共助を促進し、減災を図る必要がある。
- 洪水、雨水出水等による浸水エリアは広範囲に及び、既に市街地が形成されていることが多いことから、災害リスクをできる限り回避あるいは低減させるため、防災・減災対策を計画的

に実施していく必要がある。

- 各地区での避難場所に加え、日中多くの人が集まる中心市街地においても、緊急避難場所を確保する必要がある。(再掲)
- 特に中心市街地において、放置自転車対策や倒木の恐れのある街路樹の対策、沿道建物の耐震化に加えて、福井県無電柱化地方部会の中で協議しながら計画的に無電柱化を進めるなど、避難路の通行を妨げないための取組を推進する必要がある。(再掲)

#### 4 (1-4) 大雪による道路交通網の麻痺や公共交通機関の運休等の発生

- 道路交通網の麻痺を回避するため、最重点除雪路線等における消雪装置の整備を推進する必要がある。
- 持続的な除雪体制を構築するため、オペレーターや除雪機械台数等を確保する必要がある。
- 大雪時においても、国道や主要県道の寸断を防ぐため、国や県などと連携を強化し、幹線道路交通網を確実に確保する必要がある。
- 大雪時の公共交通の運行を確保するため、事業者や県等と連携体制の強化等を図る必要がある。
- 大雪時においても、列車の全面運休を回避できるよう、鉄道事業者は、積雪に関する情報をきめ細かに収集し、除雪計画を策定して運転計画をたてる必要がある。
- 除雪作業の中止や長期化を防ぐため、えちぜん鉄道と福井鉄道の両社は、資機材の提供や代行運行等について連携して取り組む必要がある。
- バス運行に必要な道路幅員を確保するため、バス事業者は、道路管理者との情報共有を徹底する必要がある。
- 北陸新幹線は、日本海側で基幹的な高速交通体系を形成することから、着実に事業を推進させる必要がある。
- 国・県等の関係機関と、大雪時に必要な情報を適切に共有するため、連携体制を強化する必要がある。
- 市民への情報提供を効果的に行うため、路面状況及び除雪作業の進捗状況を適切に把握するとともに、市民向けの情報発信の手段を充実させる必要がある。
- 地域における雪かきは、近隣での助け合いが最も有効に機能することから、雪かきにおける共助の重要性について市民への浸透を図る必要がある。
- ひとり暮らし高齢者世帯等で、自力で屋根の雪下ろしが困難な方が、円滑に雪下ろし等を受けることができる支援や、地域で早期の雪下ろしを呼びかけする必要がある。また、老朽

家屋等で、大雪時に家屋の崩壊の恐れが予想される場合、自力で避難困難な高齢者に対しては、地域で避難の呼びかけをするなど、災害意識を高める必要がある。

○除雪作業は、自助・共助が基本になることから、市民一人ひとりの協力が得られるよう、周知と啓発を行う必要がある。

○大雪により住宅等が倒壊する危険性があることから、老朽危険空き家等の除却を推進する必要がある。

○大雪時であっても、市民へのガソリン供給が滞ることがないよう、燃料の搬入路を確保とともに、燃料の在庫情報を収集する必要がある。

#### 5 (I-5) 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

○大雨などにより土砂災害が発生した場合、甚大な被害が想定されることから、気象庁、国・県・市が発表する防災情報に基づき、市民が適切な避難行動をとることができるように、市はハザードマップを作成し、避難方法や避難所等について周知する必要がある。

○新たに土砂災害の危険性が高まっている地域について、県による再調査を促進し、土砂災害警戒区域の追加指定などの対策を図る必要がある。

○洪水、雨水出水等による土砂災害等が大規模な盛土造成地で発生しており、大規模に造成された宅地が、身近に存在することを知つてもらい、日頃から宅地の状況に目を配るなど防災意識の向上を図る必要がある。

○洪水、雨水出水等による大規模な土砂災害等が大規模な盛土造成地で発生しており、盛り土の造成状況の点検や安全対策の必要がある。

○自然災害等による山林からの土砂流出などの災害を防止する観点から、森林が有する多面的機能の維持・増進を図るため、令和元年度から創設された「森林環境譲与税」などを活用しながら、間伐、植林等の森林整備のさらなる推進が必要である。

#### 6 (I-6) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

○防災行政無線に加え、無線の放送内容を電話で聞けるサービスや、緊急速報メール、放送事業者などに情報を提供するレアラート※、登録制の防災気象情報メール、ヤフー防災速報アプリ、LINE等のSNS、ホームページ等で災害情報の伝達方法の多様化や携帯電話の不感地域解消を図っている。市民に対し各種ツールの登録の必要性と重要性を周知することとあわせ、携帯電話不感地域の解消など、災害情報等を的確に伝達が必要である。

- 観光客等の市内訪問者に対し災害情報が伝達できるよう、市内訪問者が気軽に使える防災アプリ等の整備を推進する必要がある。
- 高齢者や障がい者など、防災施策において特に配慮を要する要配慮者のうち、災害時の避難等に特に支援を要する避難行動要支援者に対し、迅速で円滑な支援が可能となるよう、地域による避難支援体制の構築と、対象者を掲載した名簿の作成・活用などの対策を促進する必要がある。
- 自主防災組織の結成促進や育成指導を図り、自助・共助による地域防災の体制を構築する必要がある。
- 市が実施する総合防災訓練への参加を見童生徒に促すとともに、様々な災害等に対して正しい避難行動をとれるように実践的な避難訓練や地域の実情に応じた防災・防犯教育を進めていく必要がある。また、学校生活において一番身近にいる教職員は、防災・防犯に関する研修等に参加して危機対処能力や判断力を高める必要がある。

※レアラート…「災害情報共有システム」のこと。災害発生時に、地方自治体等が、放送局・アプリ事業者等の多様なメディアを通じて地域住民等に対して必要な情報を迅速かつ効率的に伝達する共通基盤のこと。

## 7 (2-1) 避難所での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

- 物資供給、物資搬送に関して各種団体と締結している災害時応援協定の実効性を向上させるとともに、民間事業者との協定締結をより一層進める必要がある。
- 避難所への物資供給を確保するために、市が管理する緊急輸送道路上の橋梁及び跨線橋等の耐震化を推進する必要がある。
- 物資の流通を確保するため、関東及び中部方面と結ぶ広域幹線道路となる中部縦貫自動車道の整備促進を図る必要がある。
- 避難所となる小学校グラウンド等に、非常用貯水装置の整備を完了しており、今後は、人口増加地区について、人口に応じた給水量の確保が必要である。また、災害時に地域単独で応急給水を行うことができる体制を整備する必要がある。
- 福井県地震被害予測調査に基づいた食料・飲料水の備蓄を行っているが、妊婦や乳幼児、アレルギー児を持つ家族も考慮し、さらに充実させる必要がある。
- 避難所等に、寒さ対策としてストーブの整備や毛布・寝袋の備蓄、また、停電対策として非常用電源の整備や電気を使わないライトなど、備蓄の増強を図る必要がある。
- 長期に渡り避難所生活を強いられた場合に、避難所へ生鮮食料品を提供出来るよう、民間事業者等との災害協定の締結を推進する必要がある。

## 8 (2-2) 避難所の運営機能崩壊・長期にわたり避難所生活を強いられる事態

- 災害時の避難所や活動拠点となる公民館施設は、老朽化が進んでいるものや、建設時にバリアフリー化されていないものがあり、新築や大規模改修等の手法を含めて対応を検討する必要がある。
- 各小中学校体育館において、市民の安全な避難のため玄関のスロープ設置や出入り口の扉改修及び洋式便器の設置を行ってきたが、今後、要配慮者が支障なく過ごせるよう、体育館及び校舎に多目的トイレを設置し、より一層のバリアフリー化を推進する必要がある。
- 指定避難所では、障がい者や要介護者等の要配慮者の方々の生活に支障をきたす場合があるため、福祉避難所※や避難スペースと、避難所運営体制の確保が必要である。
- 長期間の避難所生活を余儀なくされた場合には、地域住民が中心となって、感染症対策を踏まえた上で、避難所の適切な運営を行う必要がある。
- 研修会等を通じて知識や技術を発信することにより、地域の防災リーダーの育成を図り、組織を活性化する必要がある。

※福祉避難所…福祉施設や医療機関に入所又は入院していない在宅の要配慮者のうち、指定避難所での生活が困難で何らかの特別な支援が必要な人のために開設する避難所のこと。

## 9 (2-3) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

- 自然災害等により、交通ネットワークの断絶が及ぼす中山間地域の孤立を防ぐため、市が管理する緊急輸送道路の耐災害性の向上や、狭い道路の改良、地域住民の生活道路でもある林道の維持管理、林道橋梁の長寿命化を推進する必要がある。
- 孤立する可能性がある集落への輸送手段として、ヘリコプターの利用や災害時ヘリポートを有効活用するとともに、緊急輸送時に関係機関と連携して対応するための体制を構築する必要がある。
- 各種団体等との災害協定を活用し、速やかに孤立集落までの経路を啓開できる体制を構築する必要がある。
- 高齢者や障がい者など、防災施策において特に配慮を要する要配慮者のうち、災害時の避難等に特に支援を要する避難行動要支援者に対し、迅速で円滑な支援が可能となるよう、地域による避難支援体制の構築と、対象者を掲載した名簿の作成・活用などの対策を促進する必要がある。(再掲)
- 自主防災組織の結成促進や育成指導を図り、自助・共助による地域防災の体制を構築する必要がある。(再掲)

## 10 (2-4) 被災等による医療機能の麻痺や避難所等における疫病・感染症等の大規模発生

- 災害時に救護所を速やかに設置し、医療従事者による応急医療を行うため、協定を締結している福井市医師会等の関係機関との連携を強化し、重軽傷者に対して迅速かつ適切な処置を行う必要がある。
- 県や福井市医師会等の協力を得て、患者の搬送体制を確保する必要がある。
- 避難所において、保健師等による被災者の健康調査を迅速に実施するための体制を整備する必要がある。
- 関係機関からの医薬品等の供給を円滑に受け取ることができる体制を整備する必要がある。
  
- 避難所において、感染症の発生・まん延を防ぐため、平常時から予防接種を推進するとともに、感染症発生予防の意識づけを行う必要がある。
- 災害の発生状況に応じ、避難所における感染症対策を迅速に実施できるよう、体制を強化させる必要がある。
- 火葬業務を円滑に実施するための埋火葬体制を整備する必要がある。
- 避難所において、汚水を直接公共下水道に流すことができ、衛生面において優れているマンホールトイレ※の整備や仮設トイレの確保を進める必要がある。

※マンホールトイレ…下水管路にあるマンホールの上に簡易な便座等を設置し、災害時において迅速にトイレ機能を確保するもの。

## 11 (3-1) 行政機関の職員・施設の被災による機能の大幅な低下

- 大規模な地震災害時においても業務継続を図るため、防災拠点施設となる消防署等の耐震化を図る必要がある。
- 異常気象等による広域的かつ長期的な市街地等の浸水時においても業務継続を図るために、拠点施設となる、市庁舎の浸水対策を速やかに推し進める必要がある。
- 震災時業務継続計画(BCP)に基づき、業務継続のための資源の確保と、平常時から非常時優先業務実施の体制を構築するとともに、必要に応じ適宜内容を見直し、実効性のある計画にする必要がある。
- 外部のデータセンターを利用し、府内業務で使用する情報を安全に保管する必要がある。また、今後活用が予定されているガバメントクラウド※や次期総合行政情報システムにおいて、さらに安全で効率的なデータバックアップ体制を整備する必要がある。
  
- 大規模災害発生時、本市のみの対応では支障を来す場合が想定されることから、非常時に応援を要請する自治体を各分野で確保する必要がある。

※ガバメントクラウド…中央省庁や地方自治体が共同で利用できる行政システムのクラウドサービスのこと。

## I2 (4-1) 行政機関の電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

- 消防署等の新築及び大規模改修時に非常用発電機を設置する場合、3日分の電源(燃料)を確保する必要がある。
- 防災行政無線を配備し、停電の長期化に備える必要がある。

## I3 (5-1) 人材・資源の不足等により企業等の社会経済活動が停滞する事態

- 非常時においても企業等の活動が停滞しないよう、商工会議所や商工会等の関係業界団体と協力体制を構築し、企業等による業務継続計画(BCP)の策定を促進する必要がある。

## I4 (5-2) 都市ガス施設・福井国家石油備蓄基地の損壊、火災、爆発等

- 大型化学消防車等の消防車両の整備と、石油備蓄基地自衛防災組織との連携訓練等を継続的に実施する必要がある。
- エネルギー施設での火災等を未然に防ぐために、施設への継続的な防火査察や、地域住民・企業等を対象に防災訓練・指導を行っていく必要がある。

## I5 (6-1) 電力・ガス等の長期間にわたる供給停止

- 災害による電力及び通信設備の被害を軽減し、安定した電力及び通信サービス供給の確保を図るため、施設・設備の整備、管理を行うとともに、応急復旧体制の整備を図る必要がある。また、電気及び通信施設の耐震性及び浸水防止対策の強化を図る必要がある。
- 災害発生の未然防止を図るとともに、被災時のガス設備の被害を軽減し、更にガスによる二次災害の防止を図るため、ガスの製造、供給に係る施設・設備の整備、管理を行うとともに、応急復旧体制の整備を図る必要がある。

## 16 (6-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止

- 大規模地震等が発生した場合に、長期間の断水等の被害を最小限とするため、基幹管路、浄水場、配水池の耐震化を計画的に進める必要がある。
- 水道事業において、大規模災害の場合でも業務を継続し、低下した水道供給機能を早期に復旧させる「業務継続計画」はすでに策定しており、今後は、体制を定着させ、必要に応じ内容を見直す必要がある。
- 広域にわたる被害がある場合は、市単独では対応できないことが想定されることから、災害応援協定締結団体等との協力体制についての充実を図る必要がある。

## 17 (6-3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

- 大規模地震が発生しても汚水処理機能を維持するため、既設の集落排水処理施設の耐震診断を行い、施設状況を確認した上で耐震化を推進するとともに、老朽化している施設の長寿命化を図る必要がある。
- 市街地を中心に、標準耐用年数超えや現在の耐震基準を満たしていない管路が多いことから、耐震化と液状化対策を考慮した整備を推進する必要がある。また、持続的に下水道機能を維持するため、処理場、ポンプ場も計画的に耐震化を進める必要がある。
- 下水道事業において、大規模災害の場合でも業務を継続し、低下した下水道機能を早期に復旧させる「業務継続計画」はすでに策定しており、今後は、体制を定着させ、必要に応じ内容を見直す必要がある。
- 広域にわたる被害がある場合は、市単独では対応できないことが想定されることから、災害応援協定締結団体等との協力体制についての充実を図る必要がある。

## 18 (6-4) 交通ネットワークの機能停止

- 北陸新幹線は、日本海側で基幹的な高速交通体系を形成することから、着実に事業を推進させる必要がある。(再掲)
- 大規模災害が発生しても公共交通ネットワークを確保するため、交通関連施設や設備において、地震や水害、土砂災害、雪害対策等を推進する必要がある。
- 市が管理する緊急輸送道路上の橋梁及び跨線橋等の耐震化を推進する必要がある。
- 緊急輸送道路上の橋梁や跨線橋等の耐震化状況等について、福井県道路メンテナンス会議等の場において国・県や近隣市町と情報共有することで、災害発生時に交通ネットワークの機能が停止しないよう連携を図る必要がある。

- 市が管理する緊急輸送道路の路面下の空洞による道路陥没を未然に防ぐため、空洞調査を行う必要がある。
- 災害時においても、市民や観光客などの移動手段を確保するため、交通事業者による業務継続計画の策定を促進する必要がある。
- 鉄道不通時の代替機能を確保するため、代替輸送手段について**関係機関が連携して取り組む必要がある。**
- 各種団体等との**災害協定を活用し、災害時に速やかな道路啓開を進める体制を構築する必要がある。**
- 災害時の帰宅困難者対策として、主要駅周辺で**一時滞在施設**を確保する必要がある。

#### **19 (7-1) 市街地での大規模火災の発生**

- 住宅用防火・防災機器等の設置・維持に関する広報や住宅防火診断等を推進し、市民の防火意識の高揚を図るとともに、住宅密集地については、市民を含めた訓練を行う必要がある。
- 事業体に対する立入検査や訓練等を計画的に実施し、火災発生危険の排除と自衛消防組織の強化を図る必要がある。(再掲)
- 消防団を中心とした地域防災力の充実強化を図るため、必要な人員を継続して確保するとともに、消防団の装備や教育訓練の充実を図る必要がある。(再掲)
- 大規模火災に対応するため、消防車両や防火水槽などの消防水利の整備を、計画的に推進する必要がある。

#### **20 (7-2) 危険物等の大規模拡散・流出**

- 大規模災害が発生した際には、有害物質の漏えい等に備え、有害物質貯蔵事業者との速やかな緊急連絡(通報)体制が必要である。
- 大規模災害が発生した際には、産業廃棄物最終処分場の崩落による廃棄物や土砂等の流出に備え、有害物質貯蔵事業者との速やかな緊急連絡(通報)体制が必要である。
- 危険物等を取り扱う施設の立入検査を実施し、不備事項の改修と保安体制の強化を図る必要がある。

## 21(8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 災害時における災害廃棄物の処理機能を強化するため、廃棄物の処理業務を担う処理事業者等と事前協定を締結し、連携を図る必要がある。
- 令和4年2月策定の災害ごみ処理マニュアル（災害廃棄物処理計画）の実効性を高めるため、初動職員の確保、教育、訓練を行う必要がある。

## 22(8-2) 道路等の復旧・復興を担う人材等の不足により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 災害時の道路啓開の応急対応を確保するため、市道の除雪協力企業などが加盟する福井地区建設業会との協力体制を構築し、速やかな復旧・復興に不可欠な建設業の担い手確保を、国・県と連携し図る必要がある。
- 災害の発生に備え、関係団体との災害時応援協定を締結しており、今後は、より甚大な災害に対応するため、広域的な災害協定の締結が必要である。
- 災害時に、市道啓開の妨げとなる街路樹倒壊の防止を図る必要がある。
- 災害時の迅速な復旧・復興と公共事業の円滑化を図るために、全国平均と比べて大きく進歩が遅れている地籍調査を推進する必要がある。
- 市道区域にも関わらず、登記上、民有地のままとなっている地区において、境界を確定するとともに、市道敷地となっている民有地の全体量を把握する必要がある。
- 災害時においては復興・復旧等を担う人材が不足するため、災害ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われる必要がある。

## 23 (8-3) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

- 文化財建造物及び収蔵施設の防災・耐震対策を推進する必要がある。
- 博物館（歴史、芸術、民俗、自然科学等）における展示方法・収蔵方法等を点検し、展示物・収蔵物の被害を最小限にとどめることが必要である。
- 博物館における展示物・収蔵物をアーカイブ化<sup>\*</sup>することにより、文化の衰退や損失に備える必要がある。

- 地域住民自らが自助・共助による地域防災体制を構築するために、市は住民主体による自主防災組織の活動を促進する必要がある。(一部再掲)
- 平時から、地域の防犯意識を高揚する啓発や、災害時には自ら地域を守るため市内 52 地区に防犯隊を設置しており、今後は、防犯隊のパトロール回数を増やすなど、地域を守る活動を強化して、地域コミュニティの醸成を図る必要がある。

※アーカイブ化…「保存記録、保管所」の意味を持ち、ある体系に基づいて編纂し、目的に基づいて安全にデータを保存すること。

## 8 リスクシナリオごとの推進方針

脆弱性の評価結果に基づき、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するため、今後推進すべき施策を検討し方針をまとめた。

また、個別施策の進捗状況や達成度を把握するため、重要業績指標（KPI）を設定した。

### （Ⅰ）推進すべき施策・重要業績指標（KPI）

※白抜きは重点的に取り組む事項

#### I (I-1) 大規模地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生

##### 【住宅や建築物の耐震化等の促進】

- 旧耐震基準で建設された木造住宅に居住している市民に対して、市は耐震化の必要性と支援制度の周知を強化し耐震化を促進する。
- 「福井市住宅基本計画」、「福井市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、市営住宅の耐震化を推進する。
- 市は、病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する規模が一定以上（3階以上、5,000m<sup>2</sup>等）の建築物の耐震診断結果を公表し、所有者に対して耐震改修支援制度の活用を促し、耐震化を促進する。
- 都市機能が集積している福井駅・城址周辺において、老朽化した民間の建築物の共同建替えを支援することにより、不燃化、耐震化を促進する。
- 自然史博物館、福井市競輪場等の公共施設の耐震化を進める。
- 事業者が行う社会福祉施設等の防災改修や非常用自家発電設備等の整備を支援することで、社会福祉施設等の防災・減災対策を促進する。
- 大規模盛土造成地の安全性の把握を推進する。また、危険な盛土等の規制については、国の指針をふまえつつ、関係機関や府内連携により対応していく。
- 倒壊の恐れのあるブロック塀の撤去を促進し、安全・安心な避難路を確保する。

##### 【避難場所の整備】

- 災害発生時に緊急避難場所となる都市公園を整備し防災機能の強化を図る。
- 昼間人口の多い中心市街地において、不特定多数が一時的に避難するスペースを確保するため、立体駐車場や店舗などを緊急避難場所として活用できるよう、民間事業者との協力体制を構築する。
- 災害時に、救急救援活動や避難等の障害物となりえる放置自転車対策や、倒木のおそれのある街路樹対策、沿道建物の耐震化を進めるとともに、福井県無電柱化地方部会の中で協議しながら計画的に無電柱化を推進する。

### 【消防活動体制の確保・装備等の充実】

- 事業体に対する立入検査を実施し、火災危険を排除するとともに、初期消火訓練や防火研修を通じて、自衛消防組織の育成強化を図る。
- 消防団の必要人員を確保するとともに、団員の装備や教育訓練の充実を図る。

#### (重要業績指標)

①木造住宅の耐震化件数(累計)	275 件(R2)	⇒	375 件(R8)
②市営住宅の耐震化率	52.6%(R2)	⇒	84.2%(R9)
③要緊急安全確認大規模建築物の未耐震化棟数	2 棟(R2)	⇒	0 棟(R6)
④大規模盛土造成地安全性把握調査実施箇所数(累計)	0 箇所(R2)	⇒	3 箇所(R9)
⑤都市公園の整備箇所数(累計)	393 箇所(R2)	⇒	398 箇所(R9)

## 2 (1-2) 大規模津波による多数の死者・行方不明者の発生

### 【港湾施設の機能強化】

- 大規模地震及び大型台風発生時における津波や高潮等による海岸付近の住宅や市民の被害軽減を図るため、漁港施設および海岸保全施設について、保全工事および長寿命化計画の更新を行う。

### 【津波対応訓練の実施】

- ハザードマップで津波による危険な区域を明らかにし、避難場所や沿岸住民とともに設定した避難経路等を周知するとともに、津波対応避難訓練を行い、津波発生時に避難できる体制を構築する。
- 登下校中に津波が発生するなど、校外で災害に遭うことも想定されることから、地域と連携して防災教育を行う。また、緊急地震速報発報端末や学校防災アドバイザー制度などを活用した実践的な避難訓練を実施する。

### 【避難路等の整備・維持管理】

- 福井市津波避難計画に基づき、高齢者や障がい者にも配慮した避難路の整備を推進する。
- 津波避難路上の市道の橋梁について、橋梁長寿命化修繕計画に基づき点検を実施し、必要に応じて修繕等を行うとともに、適正に維持管理を行う。

#### (重要業績指標)

⑥津波対応訓練の実施校数	4 校(R2)	⇒	9 校(R9)
⑦避難路整備箇所数(累計)	40 箇所(R2)	⇒	48 箇所(R9)

### 3(1-3) 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

#### 【流域治水の推進】

- 国・県等と連携し「流域治水」対策を推進する。
- 河川改修や調節池の整備など浸水対策を計画的に実施するとともに、国や県が実施する河川改修事業の促進を図る。
- 国・県の動向を踏まえて、洪水・土砂災害ハザードマップを適宜見直すとともに、マップを活用して、気象庁、国・県・市が発表する防災情報の収集や伝達の方法、避難行動等を市民に周知する。
- ウェブカメラ、水位計、遠隔監視装置などのデジタル技術を導入することにより、河川や道路などの状況をリアルタイムに把握することで、対応の迅速化を図る。
- 管理システムの導入により、データの一元化・集約化を図る。
- 地下道排水ポンプを適切に維持管理することで、浸水被害の軽減を図る。
- 排水機場、樋門、ため池等の所有者や管理者と協議し、緊急性の高い順に、老朽化対策を行う。また、工事完了までは時間を要するため、各種ハザードマップの活用や管理者による適切な維持管理により被害リスクの軽減を図る。
- 対象流域の農家組合等の活動組織に対し、「田んぼダム」の推進について、啓発を行う。
- 「福井市下水道雨水対策基本計画」で設定した重点対策地区において、計画降雨規模の施設整備として、ポンプ場の排水能力増強を行うとともに、バイパス管や雨水貯留施設等を整備する。また、計画降雨を超える雨に対しては、「福井市下水道内水ハザードマップ」の活用方法を周知し、減災を図る。
- 立地適正化計画において、防災指針を定め、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能の確保を図る。

#### 【避難場所の整備】

- 昼間人口の多い中心市街地において、不特定多数が一時的に避難するスペースを確保するため、立体駐車場や店舗などを緊急避難場所として活用できるよう、民間事業者との協力体制を構築する。(再掲)
- 災害時に、救急救援活動や避難等の障害物となりえる放置自転車対策や、倒木のおそれのある街路樹対策、沿道建物の耐震化を進めるとともに、福井県無電柱化地方部会の中で協議しながら計画的に無電柱化を推進する。(再掲)

#### (重要業績指標)

⑧河川整備率	57.7% (R2)	⇒	59.1% (R9)
⑨下水道による雨水対策対応率	86.0% (R2)	⇒	88.0% (R9)
⑩立地適正化計画における防災指針の策定	未策定 (R2)	⇒	策定 (R6)

## 4 (I-4) 大雪による道路交通網の麻痺や公共交通機関の運休等の発生

### 【幹線道路や生活道路の道路交通網の確保】

- 最重点除雪路線等における消雪設備の整備を推進し、**整備した消雪設備の適正な維持管理を行う**とともに、道路除排雪等に対する十分な財政支援を国等へ要望する。
- 福井市道路除雪計画を適宜見直すほか、除雪エリア単位を改善するなど、除雪体制を強化する。
- 持続的な除雪体制を構築するため、建設業以外の異業種企業の参入を促進するほか、国や県及び関係機関との連携強化を図る。**
- 除雪協力企業の除雪機械更新等の支援や、本市が所有している除雪機械の増強・更新を計画的に行う。
- 事前の広域的な除雪体制の構築や通行規制の実施など、国道や主要県道を管轄する国や県などと連携を強化して、迅速な対応を要請する。

### 【公共交通の安全で安定した運行の確保】

- 公共交通の安全で安定した運行を確保するため、事業者や県、沿線市町との連携体制を強化するとともに、市民へ公共交通の運行状況等の情報を速やかに提供する。
- 鉄道事業者は、積雪に関する情報収集を行い、的確な除雪計画を策定し、計画運休や部分運行などの柔軟な運行に努める。**
- えちぜん鉄道と福井鉄道の両社は、相互協力協定に基づき、資機材の提供や共同除雪等について連携して取り組む。
- バス事業者は、バスの運行再開に必要な除雪がなされるよう、道路管理者との情報共有を徹底する。**
- 北陸新幹線の福井開業は、日本海側で基幹的な高速交通体系を形成することから、県や沿線市町、経済界、鉄道・運輸機構等との連携により、建設事業を円滑に推進する。

### 【関係機関との連携体制の強化・市民への適切な情報発信】

- 国や県等の関係機関と緊密な情報共有を行い、強固な連携体制を構築する。
- テレビやラジオ、インターネットや SNS を活用し、被災の状況や除雪に関する情報を適切かつ迅速に発信する。**
- 自治会等との連携を強化し、地域における雪かき時の共助の重要性について市民一人ひとりへの浸透を図る。
- 自力で屋根の雪下ろしが困難なひとり暮らし高齢者世帯等に対し、除雪費用の補助で支援する。また、大雪警報時等には、早めに親せきや自治集会所等への避難の呼びかけができるように、民生委員との連携を強化する。**
- 大きな除雪効果が得られるよう、市民に対して除雪協力依頼と啓発、周知を行うとともに、除雪作業時の安全対策について事前の注意喚起を行う。

- 市民の安全・安心を確保するために、倒壊の恐れのある老朽危険空き家等の除却を支援する。
- 大雪災害時に、安定的に燃料供給を行う拠点である中核サービスステーションへの搬入路を確保するとともに、燃料の流通在庫情報の収集に努める。

**(重要業績指標)**

①消雪設備を整備した市道延長（累計）	80.9 km (R3) ⇒ 89.2 km (R9)
②管理不全の空き家等が解消された件数（累計）	372 件 (R2) ⇒ 612 件 (R8)

## 5 (1-5) 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

**【土砂災害警戒避難体制の整備】**

- 土砂災害の危険性が高まっている地域について、県による再調査及び土砂災害警戒区域の追加指定を受け、**洪水・土砂災害ハザードマップ**を適宜見直すとともに、マップを活用して、気象庁、国・県・市が発表する防災情報の収集や伝達の方法、避難行動等を市民に周知する。
- 県が実施する**土砂災害警戒区域等の指定の促進**を図る。
- 大規模盛土造成地マップを周知し、大規模に造成された宅地が、身近に存在することを知つてもらい、日頃から宅地の状況に目を配るなど防災意識の向上を図る。
- 大規模盛土造成地の安全性の把握を推進する。また、危険な盛土等の規制については、国の指針をふまえつつ、関係機関や府内連携により対応していく。(再掲)

**【森林整備の支援】**

- 「**森林環境譲与税**」などを活用しながら、森林の持つ**多面的機能**をより發揮させるため、森林組合や自伐林家などによる間伐、植林等の森林整備を支援する。

**(重要業績指標)**

③森林整備面積	395ha (R2) ⇒ 520ha (R9)
---------	-------------------------

## 6 (1-6) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

**【市民等への情報伝達体制の強化】**

- 外国人を含めた全ての市民に、災害情報を的確に伝えるため、**関係機関と連携し携帯電話不感地域の解消に努めるとともに、情報提供媒体の多重化・多言語化**を図り、市民に周知する。

- 観光客等の市外からの訪問者に、市の災害情報が網羅される防災アプリ（Yahoo!防災速報）の周知を図る。

#### 【地域防災活動・防災教育の推進】

- 地域による、避難行動要支援者名簿同意者に対する見守り活動などの取組を支援し、福井市避難支援プランに基づく取組を促進する。また、個別避難計画※については、優先度を踏まえながら作成に取り組む。
- 自主防災組織の活動を支援し、地域の防災意識の向上と、自助・共助による地域防災体制の構築を促進する。
- 市が実施する総合防災訓練への参加を児童生徒に促すとともに、様々な災害等に対応できる実践的な避難訓練や地域の実情に応じた防災・防犯教育を計画的に実施する。また、教職員は、防災・防犯に関する研修等に参加し、危機対処能力や判断力の向上を図る。

※個別避難計画…自ら避難することが困難な高齢者・障がい者等の避難行動要支援者一人ひとりの状況に応じて作成する避難支援等の計画のこと。

#### （重要業績指標）

- |                           |                      |
|---------------------------|----------------------|
| ⑭災害情報の配信種類数               | 8種類(R2) ⇒ 8種類以上(R8)  |
| ⑮優先度の高い避難行動要支援者の個別避難計画作成率 | 0%(R2) ⇒ 100%(R9)    |
| ⑯自主防災組織の組織率               | 96.0%(R2) ⇒ 100%(R8) |

### 7(2-1) 避難所での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

#### 【物資供給体制の整備】

- 災害発生時の物資供給、物資搬送に関して、各種団体や民間事業者と協定を締結するなど連携を強化する。
- 市が管理する緊急輸送道路上の橋梁及び跨線橋等の耐震化を推進する。
- 関東及び中部方面からの物資の流通を確保するため、中部縦貫自動車道の早期整備促進を図る。

#### 【応急給水体制の整備・生活必需品の備蓄強化】

- 人口増加地区に対応可能な給水量を確保するとともに、非常用貯水装置の活用など、自主防災組織による地域での応急給水体制を整備する。
- あらゆる避難者を想定し、食料や飲料水、寒さ対策としてのストーブの整備や毛布、寝袋、並びに停電時の発電機など、生活必需品の備蓄増強を図る。
- 長期に渡り避難生活を強いられた場合に、市民に対して生鮮食料品を提供出来るよう、民間事業者等との災害協定の締結を推進する。

**(重要業績指標)**

⑦市管理の緊急輸送道路上等にある橋梁の耐震化率	37.5% (R3) ⇒ 75.0% (R9)
⑧非常食備蓄率	100.8% (R2) ⇒ 100%以上 (R9)

## 8 (2-2) 避難所の運営機能崩壊・長期にわたり避難所生活を強いられる事態

**【避難所の適切な運営・バリアフリー化の推進】**

- 公民館は、地域における災害時の活動拠点を担う施設であることから、新築を含め施設の耐震化と、洋式便器を設置するなどのバリアフリー化を計画的に進め、来館者等の安全確保や利便性の向上に努める。
- 要配慮者が支障なく過ごせるよう、体育館及び校舎に多目的トイレや玄関スロープ等を設置し、より一層のバリアフリー化を推進する。
- 要配慮者のための避難施設となる福祉避難所の確保及び福祉避難スペースの確保に努力するとともに、地域で支援にあたる方々（自治会、自主防災会、民生委員、児童委員、福祉委員等）に対し、福祉避難所に関する情報の周知を図る。
- 福祉避難所での支援人員対策として、災害対策ボランティアセンターや介護サービス事業所、福井DWAT※への人的支援要請を行う。また、訓練を実施し、関係機関との連携を図る。
- 長期に渡る避難所生活を余儀なくされた場合であっても、避難所の適切な運営を行えるよう、地区毎で作成した避難所運営マニュアルを活用し、地域住民が中心となって、感染症対策を踏まえた避難所開設・運営訓練を行う。また、必要に応じてマニュアルの見直し等を行う。
- 市は、自主防災組織のリーダー研修会や中核リーダー研修会などを開催して、地域の防災リーダーの育成を図る。

※DWAT…DWAT（災害派遣福祉チーム／Disaster Welfare Assistance Team／ディーワット）とは、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児など、災害時または避難所での生活において特別な配慮を必要とする者が指定避難所等で十分な福祉的支援を受けられるよう、各都道府県の福祉専門職、福祉人材からなる派遣チームを結成し、避難所等に派遣し活動を行うもの。

**(重要業績指標)**

⑨公民館の耐震化率	92.7% (R3) ⇒ 100% (R7)
⑩公民館各階への洋式便器設置率	90.7% (R3) ⇒ 100% (R8)
⑪小中学校の多目的トイレ整備率	7.2% (R3) ⇒ 100% (R7)

## 9 (2-3) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

### 【緊急輸送道路等の機能確保】

- 孤立する可能性がある集落と連絡する、市が管理する緊急輸送道路の耐災害性の向上や、狭い道路や林道、林道橋梁の改良を推進する。
- 孤立する可能性がある集落への輸送手段として、ヘリコプターの利用や災害時ヘリポートを有効活用するとともに、緊急輸送時に関係機関と連携して対応するための体制を構築する。
- 各種団体等との災害協定の締結を推進するとともに、すでに締結した協定を活用し、速やかに孤立集落までの経路を啓開できる体制を構築する。

### 【地域防災活動の推進】（再掲）

- 地域による、避難行動要支援者名簿同意者に対する見守り活動などの取組を支援し、福井市避難支援プランに基づく取組を促進する。また、個別避難計画については、優先度を踏まえながら作成に取り組む。（再掲）
- 自主防災組織の活動を支援し、地域の防災意識の向上と、自助・共助による地域防災体制の構築を促進する。（再掲）

### （重要業績指標）

②林道橋梁補修工事箇所数（累計） 5 橋梁(R2) ⇒ 11 橋梁(R9)

## 10 (2-4) 被災等による医療機能の麻痺や避難所等における疫病・感染症等の大規模発生

### 【被災時の医療支援体制の整備】

- 平時から福井市医師会等の関係機関との連携を強化し、災害時の速やかな応急医療及び患者搬送、健康調査ができる体制を整備する。
- 関係機関からの医薬品等の供給を円滑に受け取ることができる体制を整備する。

### 【被災時の感染症等の対策・衛生面の確保】

- 避難所における疾病・感染症等の発生・蔓延を防ぐため、平常時から予防接種の促進や感染症発生予防に関する知識を啓発するとともに、避難所における防疫業務体制を充実させる。
- 避難所における感染症の発生防止及び発生時の拡大を防止するため、感染症対策の強化を図る。
- 大規模災害に備え、防疫業務における県との協力や、円滑な火葬業務のための体制を整備する。
- 災害発生時の下水機能不全に備え、マンホールトイレの整備や仮設トイレの確保を推進する。

#### (重要業績指標)

②③麻しん・風しんワクチンの予防接種率	96.3% (R2)	⇒	96.5% (R9)
②④避難所における感染症対策研修会開催回数	未実施 (R2)	⇒	1回 (R9)
②⑤マンホールトイレ設置数(累計)	21箇所 (R2)	⇒	37箇所 (R8)

### II (3-1) 行政機関の職員・施設の被災による機能の大幅な低下

#### 【行政の業務継続体制の整備】

- 大規模な地震災害時においても業務継続を図り、被災からの復旧・復興を迅速に行うため、耐震性の劣る消防署等について整備を進める。
- 異常気象等による広域的かつ長期的な市街地等の浸水時においても業務継続を図るために、拠点施設となる市庁舎の浸水対策を強化する。
- 震災時業務継続計画(BCP)について、訓練で確認し評価・検証を行いながら、より実効性のある計画として見直しを図るとともに、資源の確保や非常時優先業務の確認、及びその体制づくりのため、BCP業務実施マニュアルの周知徹底を図り、職員の意識高揚と定着を図る。
- 総合行政情報システム業務継続計画について、評価、見直しを行い、データバックアップ体制を整備するとともに、訓練等を通じて実効性を高める。また、次期総合行政情報システム事業についても、業務継続計画を適切に策定する。

#### 【受援体制の早期確立】

- 大規模災害発生時に、他の自治体からの応援を円滑に受けるため、本市の応援・受援計画に基づき、速やかな応援要請と受入体制を整える。

#### (重要業績指標)

⑥総合行政情報システム業務継続計画に基づく訓練の実施回数	1回 (R2)	⇒	1回以上 (R9)
------------------------------	---------	---	-----------

### II (4-1) 行政機関の電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

#### 【庁舎等の電力・燃料確保対策の推進】

- 災害時の防災拠点としての機能を向上させるため、消防署等の新築及び大規模改修時に3日間約72時間分(燃料)の非常用電源が確保できる発電設備を整備する。

**【停電時に使用可能な情報通信機器の研究】**

- 防災行政無線については、長期停電に備え、非常用電源の想定稼働時間を72時間以上として整備する。あわせて、災害時の燃料供給に関する協定を活用して給電を確保する。

**I3 (5-1) 人材・資源の不足等により企業等の社会経済活動が停滞する事態**

**【企業等の業務継続体制の促進】**

- 企業等が業務継続計画(BCP)を策定するにあたり、関係業界団体と連携を図りながら必要な支援を行う。

**(重要業績指標)**

- ②企業の業務継続計画策定啓発回数 1回(R2) ⇒ 1回以上(R9)

**I4 (5-2) 都市ガス施設・福井国家石油備蓄基地の損壊、火災、爆発等**

**【エネルギー施設の防災体制の強化】**

- 大型化学消防車等の消防車両の整備や、石油備蓄基地自衛防災組織との連携訓練を継続的に実施する。  
○エネルギー施設への防火査察や、県や福井石油備蓄株式会社と連携し、地域住民・企業等を対象に、特殊災害を想定した総合防災訓練を実施する。

**I5 (6-1) 電力・ガス等の長期間にわたる供給停止**

**【電力の長期供給停止を防止する対策】**

- 発変電設備及び送配電設備についての点検、整備を行うとともに、非常用電源を整備するなど、災害予防対策の強化に努める。

**【ガスの長期供給停止を防止する対策】**

- ガス製造設備、供給設備等について、耐震性を十分に考慮して設置し、消火設備、保安電力設備等の拡充に努める。また、これらの設備について、定期的な点検、検査、巡視を実施する。

**【通信サービスの長期供給停止を防止する対策】**

- 電気通信設備の耐水、耐風、耐雪、耐震、耐火構造化や主要な伝送路のマルート構成等により、故障発生を未然に防止するための防災設計等に努める。

## I6 (6-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止

### 【水道施設の耐震化・応急給水体制の構築】

- 災害時においても安全で安心な水道水を安定的に供給するため、重要度の高い基幹管路、浄水場、配水池から耐震化を推進する。
- 平時から、必要に応じて業務継続計画を適宜見直すとともに、今後も、災害応援協定締結団体等との実践的な訓練を実施し、大規模災害時における、連携した応急給水や応急復旧等の支援活動が円滑に行えるよう、対応能力の強化を図る。

### (重要業績指標)

②8 水道基幹管路の耐震化率	35.8% (R2) ⇒ 47.3% (R9)
----------------	-------------------------

## I7 (6-3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

### 【下水道施設等の耐震化・液状化対策】

- 既設の集落排水処理施設について、耐震化や長寿命化を推進する。
- 災害時においても、市民へ安全・安心な下水道サービスを提供するため、耐震診断等の調査を実施しながら優先度の高い管路、処理場、ポンプ場の耐震化を推進する。
- 平時から、必要に応じて業務継続計画を適宜見直すとともに、今後も、災害応援協定締結団体等との実践的な訓練を実施し、大規模災害時における、連携した応急復旧等の支援活動が円滑に行えるよう、対応能力の強化を図る。

### (重要業績指標)

②9 集落排水機能強化箇所数(累計)	10 箇所 (R2) ⇒ 18 箇所 (R9)
③0 下水道管路の耐震化率	49.0% (R2) ⇒ 53.5% (R9)

## I8 (6-4) 交通ネットワークの機能停止

### 【団体等との連携による交通ネットワークの整備推進】

- 北陸新幹線の福井開業は、日本海側で基幹的な高速交通体系を形成することから、県や沿線市町、経済界、鉄道・運輸機構等との連携により、建設事業を円滑に推進する。(再掲)

### 【交通施設の耐災害性の強化・国・県等との継続的連携】

- 災害時においても公共交通ネットワークを確保するため、**交通関連施設や設備における災害対策を強化する。**
- 市が管理する緊急輸送道路上の橋梁及び跨線橋等の耐震化を推進する。(再掲)
- 緊急輸送道路上の橋梁や跨線橋の耐震化状況等について、福井県道路メンテナンス会議等の場において国・県や近隣市町と情報共有し、災害発生時に交通ネットワークの機能が停止しないよう継続的な連携を図る。**
- 市が管理する緊急輸送道路の路面下の空洞による道路陥没を未然に防ぎ、安全・安心な交通を確保するため、路面下空洞調査を実施する。

### 【交通事業者の業務継続体制の促進・関係機関等との連携強化】

- 災害時においても、市民や観光客などの移動手段を確保するため、交通事業者による業務継続計画の策定を促進する。
- 鉄道不通時の代替**輸送**を確保するため、**関係機関が連携して取り組む。**
- 各種団体等との災害協定の締結を推進するとともに、すでに締結した協定を活用し、災害時に速やかな道路啓開を進める体制を構築する。

### 【帰宅困難者対策の実施】

- 災害時の帰宅困難者対策として、主要駅周辺で**一時滞在施設の確保を図る。**

### (重要業績指標)

- ③市管理の緊急輸送道路の路面下空洞調査延長(累計) 0 km(R2) ⇒ 27 km(R6)

## I9 (7-1) 市街地での大規模火災の発生

### 【住宅・事業所の防火対策の推進】

- 住宅用防火・防災機器等の設置及び維持に関する広報や、住宅防火診断等を通じて、市民の防火意識の高揚を図るとともに、住宅密集地については、市民を含めた訓練を実施する。
- 事業体に対する立入検査を実施し、火災危険を排除するとともに、初期消火訓練や防火研修を通じて、自衛消防組織の育成強化を図る。(再掲)

### 【消防活動体制の確保・装備等の充実】 (再掲)

- 消防団の必要人員を確保するとともに、団員の装備や教育訓練の充実を図る。(再掲)
- 大規模火災に対応するため、消防車両や防火水槽などの消防水利を計画的に整備する。

**(重要業績指標)**

③公設防火水槽の整備基数(累計)

856 基(R2) → 868 基(R8)

**20 (7-2) 危険物等の大規模拡散・流出**

**【危険物等の漏えい対策の強化】**

- 有害物質貯蔵事業者との緊急連絡(通報)体制を維持することにより、大規模災害発生時に速やかに情報収集を行う。
- 産業廃棄物最終処分場に定期的に立ち入り、施設に異常がないことを確認する。また、緊急連絡(通報)体制を維持することにより、大規模災害発生時に速やかに情報収集を行う。
- 危険物施設の立入検査等を実施し、不備事項の改修と保安体制の強化を図る。

**21 (8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れる事態**

**【災害廃棄物処理体制の強化】**

- 処理事業者等と事前協定を締結し、連携体制を強化することで、災害廃棄物の処理機能を強化する。
- 初動職員の確保、教育、訓練を実施することで、災害廃棄物処理計画の実効性を高める。

**22 (8-2) 道路等の復旧・復興を担う人材等の不足により、復旧・復興が大幅に遅れる事態**

**【関係機関との連携体制の強化】**

- 災害時の道路啓開の応急対応を確保するため、市内外の関係団体や除雪協力企業などが加盟する福井地区建設業会と協力体制を構築するとともに、国・県と連携し建設業の担い手確保を図る。
- 甚大な災害に対応するため、広域的な災害協定の締結を推進する。

**【災害時の復旧活動の円滑化】**

- 樹木医による街路樹の診断を行い、災害時に市道啓開の妨げとなる街路樹の倒壊対策を推進する。
- 復旧・復興時に公共事業を円滑に行うため、土地境界の把握に必要な地籍調査を継続して実施し、土地境界の明確化を図る。
- 市道区域となっている民有地の測量及び分筆登記を行い、市道と民有地との境界を確定して、市に所有権を移転する。

○大規模な災害等による災害応急対策を実施する上で、効果的なボランティア活動が行われるよう、平時から災害ボランティア関係団体との連携を図り、活動を促進する。

**(重要業績指標)**

③街路樹診断の実施本数(累計)	1,356 本(R2) ⇒ 1,596 本(R9)
④地籍調査事業の進捗率	23.3%(R2) ⇒ 23.8%(R9)

**23 (8-3) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失**

**【文化財・博物館資料の毀損防止】**

- 文化財建造物及び収蔵施設の防災・耐震対策を推進する。
- 博物館等における展示方法・収蔵方法等を点検し、展示物・収蔵物の被害を最小限にとどめる。
- 博物館における展示物・収蔵物のアーカイブ化及びその公開を推進する。

**【防犯活動を通じた地域コミュニティの醸成】**

- 女性や若年層の防犯隊への加入を促進し、住民自らが、自助・共助による地域防災体制を構築するとともに、地域防災の新たな担い手の創出に繋がるよう、市は自主防災組織の活動を支援する。
- 平時から、地域の防犯意識を高揚させる啓発を行うとともに、防犯隊の出動回数(パトロールを含む)を増やして、防犯活動を通じた地域コミュニティの醸成を図る。

**(重要業績指標)**

⑤博物館収蔵資料のデジタル・アーカイブ化件数(累計)	550 件(R2) ⇒ 900 件(R8)
⑥防犯隊出動回数(パトロール含む)	1,308 回(R2) ⇒ 1,500 回(R8)

## (2) 重点化する取組事項

限られた資源で効果的かつ効率的に推進するために、優先順位の高い取組を設定し、重点化を図りながら進める必要がある。

本計画では、リスクシナリオの中から影響の大きさや緊急度などを鑑み、以下の 12 項目を選定し、関連する取組の重点化を図る。

起きてはならない最悪の事態	取組内容
1(1-1) 大規模地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住宅や建築物の耐震化等の促進</li> <li>○ 避難場所の整備</li> <li>○ 消防活動体制の確保・装備等の充実</li> </ul>
2(1-2) 大規模津波による多数の死者・行方不明者の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 港湾施設の機能強化</li> <li>○ 津波対応訓練の実施</li> <li>○ 避難路等の整備・維持管理</li> </ul>
3(1-3) 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 流域治水の推進</li> <li>○ 避難場所の整備(再掲)</li> </ul>
4(1-4) 大雪による道路交通網の麻痺や公共交通機関の運休等の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 幹線道路や生活道路の道路交通網の確保</li> <li>○ 公共交通の安全で安定した運行の確保</li> <li>○ 関係機関との連携体制の強化・市民への適切な情報発信</li> </ul>
5(1-5) 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 土砂災害警戒避難体制の整備</li> <li>○ 森林整備の支援</li> </ul>
6(1-6) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市民等への情報伝達体制の強化</li> <li>○ 地域防災活動・防災教育の推進</li> </ul>
8(2-2) 避難所の運営機能崩壊・長期にわたり避難所生活を強いられる事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難所の適切な運営・バリアフリー化の推進</li> </ul>
12(4-1) 行政機関の電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 庁舎等の電力・燃料確保対策の推進</li> <li>○ 停電時に使用可能な情報通信機器の研究</li> </ul>
16(6-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 水道施設の耐震化・応急給水体制の構築</li> </ul>
17(6-3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 下水道施設等の耐震化・液状化対策</li> </ul>
18(6-4) 交通ネットワークの機能停止	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 団体等との連携による交通ネットワークの整備推進</li> <li>○ 交通施設の耐災害性の強化、国・県等との継続的連携</li> <li>○ 交通事業者の業務継続体制の促進・関係機関等との連携強化</li> <li>○ 帰宅困難者対策の実施</li> </ul>
19(7-1) 市街地での大規模火災の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住宅・事業所の防火対策の推進</li> <li>○ 消防活動体制の確保・装備等の充実(再掲)</li> </ul>

## 9 重要業績指標（KPI）一覧（再掲）

指標名	実績値及び目標値	
①木造住宅の耐震化件数（累計）	275 件 (R2)	⇒ 375 件 (R8)
②市営住宅の耐震化率	52.6% (R2)	⇒ 84.2% (R9)
③要緊急安全確認大規模建築物の未耐震化棟数	2 棟 (R2)	⇒ 0 棟 (R6)
④大規模盛土造成地安全性把握調査実施箇所数（累計）	0 箇所 (R2)	⇒ 3 箇所 (R9)
⑤都市公園の整備箇所数（累計）	393 箇所 (R2)	⇒ 398 箇所 (R9)
⑥津波対応訓練の実施校数	4 校 (R2)	⇒ 9 校 (R9)
⑦避難路整備箇所数（累計）	40 箇所 (R2)	⇒ 48 箇所 (R9)
⑧河川整備率	57.7% (R2)	⇒ 59.1% (R9)
⑨下水道による雨水対策対応率	86.0% (R2)	⇒ 88.0% (R9)
⑩立地適正化計画における防災指針の策定	未策定 (R2)	⇒ 策定 (R6)
⑪消雪設備を整備した市道延長（累計）	80.9 km (R3)	⇒ 89.2 km (R9)
⑫管理不全の空き家等が解消された件数（累計）	372 件 (R2)	⇒ 612 件 (R8)
⑬森林整備面積	395ha (R2)	⇒ 520ha (R9)
⑭災害情報の配信種類数	8 種類 (R2)	⇒ 8 種類以上 (R8)
⑮優先度の高い避難行動要支援者の個別避難計画作成率	0% (R2)	⇒ 100% (R9)
⑯自主防災組織の組織率	96.0% (R2)	⇒ 100% (R8)
⑰市管理の緊急輸送道路上等にある橋梁の耐震化率	37.5% (R3)	⇒ 75.0% (R9)
⑱非常食備蓄率	100.8% (R2)	⇒ 100%以上 (R9)
⑲公民館の耐震化率	92.7% (R3)	⇒ 100% (R7)
⑳公民館各階への洋式便器設置率	90.7% (R3)	⇒ 100% (R8)
㉑小中学校の多目的トイレ整備率	7.2% (R3)	⇒ 100% (R7)
㉒林道橋梁補修工事箇所数（累計）	5 橋梁 (R2)	⇒ 11 橋梁 (R9)
㉓麻しん・風しんワクチンの予防接種率	96.3% (R2)	⇒ 96.5% (R9)
㉔避難所における感染症対策研修会開催回数	未実施 (R2)	⇒ 1回 (R9)
㉕マンホールトイレ設置数（累計）	21 箇所 (R2)	⇒ 37 箇所 (R8)
㉖総合行政情報システム業務継続計画に基づく訓練の実施回数	1 回 (R2)	⇒ 1 回以上 (R9)
㉗企業の業務継続計画策定啓発回数	1 回 (R2)	⇒ 1 回以上 (R9)
㉘水道基幹管路の耐震化率	35.8% (R2)	⇒ 47.3% (R9)
㉙集落排水機能強化箇所数（累計）	10 箇所 (R2)	⇒ 18 箇所 (R9)
㉚下水道管路の耐震化率	49.0% (R2)	⇒ 53.5% (R9)
㉛市管理の緊急輸送道路の路面下空洞調査延長（累計）	0 km (R2)	⇒ 27 km (R6)
㉜公設防火水槽の整備基數（累計）	856 基 (R2)	⇒ 868 基 (R8)
㉝街路樹診断の実施本数（累計）	1,356 本 (R2)	⇒ 1,596 本 (R9)
㉞地籍調査事業の進捗率	23.3% (R2)	⇒ 23.8% (R9)
㉟博物館収蔵資料のデジタル・アーカイブ化件数（累計）	550 件 (R2)	⇒ 900 件 (R8)
㉟防犯隊出動回数（パトロール含む）	1,308 回 (R2)	⇒ 1,500 回 (R8)

実績値の基準年度については、「令和3年度末」  
の数値に統一します

## **10 計画の推進等**

### **(1) 計画の推進体制**

計画の推進にあたっては、全庁横断的な体制のもと、計画を推進していく必要がある。

また、地域の強靭化に向けて、国や県、近隣市町、関係事業者、市民などとの連携、協力を促進するとともに、地域コミュニティの活性化や民間資金の活用など、平時から関係構築を進めて、効果的な施策の実施に努める。

### **(2) 進捗管理**

計画を着実に推進するため、施策ごとの指標や関連事業などの進捗状況を毎年度把握するなど、定期的なフォローアップを行う。

また、関連事業の進捗状況や各種取組の成果を踏まえ、市での予算化や国・県・関係機関などへ働きかけを行うなど、施策の推進につなげるPDCAサイクルを構築する。

### **(3) 計画の見直し**

本計画は、今後の社会経済情勢の変化や、国や県などの国土強靭化に関する施策の進捗状況等を考慮しつつ、計画期間中であっても適宜見直しを検討する。

なお、本計画は、本市の他の分野別計画における国土強靭化に関する指針として位置づけるものであるため、国土強靭化に係る他の計画については、それぞれの計画の見直し及び修正などの時期に合わせて、必要な検討を行い本計画との整合を図るものとする。